

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の概要

(特定都市農地貸付け部分)

1 目的

都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずる。

2 概要（特定都市農地貸付け部分）

本法律で措置される都市農地の貸借の円滑化のための措置のうち、「特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化」の措置の概要は、以下のとおり。

(1) 特定都市農地貸付け（市民農園の利用者への貸付け）の定義

都市農地（生産緑地地区の区域内の農地をいう。）の貸付けで、次に掲げる要件に該当するもの。

- ① 10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。
- ② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- ③ 貸付期間が5年を超えないこと。
- ④ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から①から③までの要件に該当する特定都市農地貸付けの用に供すべきものとして賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている都市農地に係るものであること。
- ⑤ 特定都市農地貸付けを行う者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨、特定都市農地貸付けの承認を取り消した場合等に市町村が講ずべき措置等を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村との3者間で締結していること。

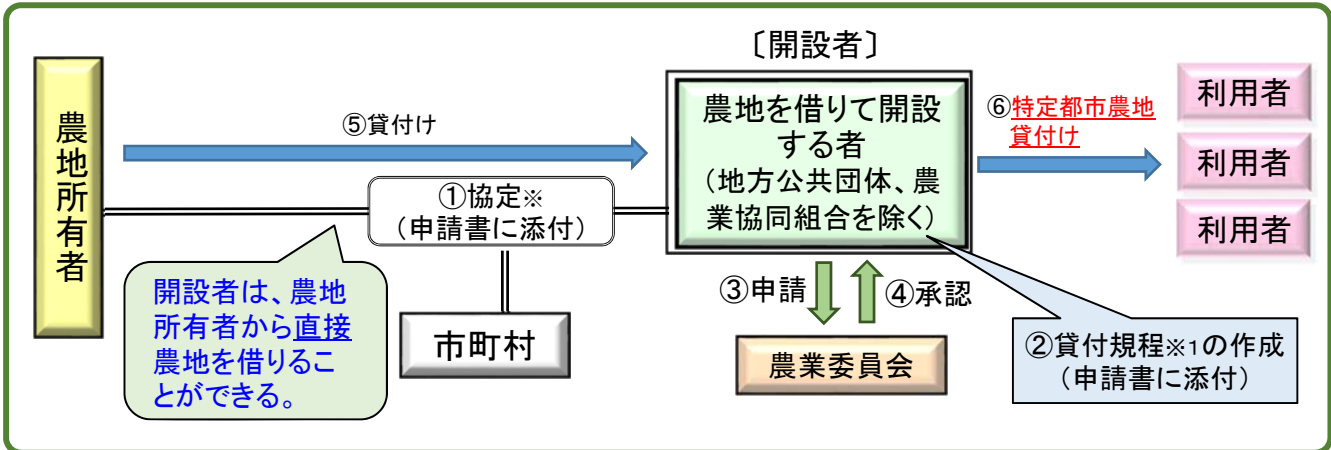
(2) 特定都市農地貸付けの承認

- ① 特定都市農地貸付けを行おうとするときは、申請書に貸付規程及び協定を添えて農業委員会へ承認を申請。
- ② 農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認。

(3) 農地法等の特例（承認の効果）

- ① 特定都市農地貸付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法第3条の許可の規定の適用を除外。
- ② 特定都市農地貸付けの用に供するために設定を受けている農地の賃貸借は、農地法第17条の法定更新や同法第18条の賃貸借の解約の制限等の適用を除外。
- ③ 特定都市農地貸付けの承認を受けた者を、その農地について権原に基づき耕作の業務を営む者とみなし、土地改良事業への参加資格を付与。

特定都市農地貸付けのしくみ



※ 協定：貸付協定の内容に加えて、開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨を内容とする協定を締結

(参考) 特定農地貸付法 (特定農地貸付け) との対比

